

第2章

韓国における公的扶助制度変更のアイデアと言説 国民基礎生活保障法へ至る軌跡

水野 順子

要約

1993年に誕生した金泳三政権は、韓国の先進国化を目指して、1996年までにOECDに加盟するとし、グローバリゼーションに対応するため「世界化」をすると宣言した。このため財閥と呼ばれた大企業は、国内の急激な自由化に対応するため海外から短期資金を借り入れ過剰投資をしていたが、1997年下半年から返済に行き詰まった。この結果、韓国は1997年11月に通貨危機に陥り、韓国政府は11月21日IMFに緊急融資支援を要請した。IMFの支援条件によって、韓国社会は考慮の余地がない新自由主義思想に基づく経済社会制度への大転換に突入した。雇用の面では整理解雇制度が成立し、解雇が容易になった。その結果、失業率が急に高まり、また採用では非正規雇用が増えたのでワーキングプアが増加した。失業者の増加と低所得者の更なる収入の減少は、所得格差を拡大した。失業者および低所得者の救済が誰の目にも緊急の解決課題であった。様々な議論を経て、1999年に最低生活を保障する国民基礎生活保障法が国会を通過し、2000年10月1日に施行された。本稿では、韓国の公的扶助制度の変更を主導したアイデアと言説に注目して国民基礎生活保障法へ至る軌跡を整理して述べる。

キーワード

国民基礎生活保障法、金泳三政権、金大中政権、1997年改正生活保護法、IMF、生産的福祉

はじめに

1993年に誕生した金泳三政権は、韓国の先進国化を目指して、1996年までにOECDに加盟するとし、グローバリゼーションに対応するため「世界化」をすると宣言した。このため財閥と呼ばれた大企業は、国内の急激な自由化に対応するため海外から短期資金を借り入れ過剰投資をしていたが、1997年下半年から返済に行き詰まった。この結果、韓国は1997年11月に通貨危機に陥り、韓国政府は11月21日IMFに緊急融資支援を要請した。IMFの支援条件によって、韓国社会は考慮の余地がない新自由主義思想に基づく経済社会制度への大転換に突入した。雇用の面では整理解雇制度が成立し、解雇が

容易になった。その結果、失業率が急に高まり、また採用では非正規雇用が増えたのでワーキングプアが増加した。失業者の増加と低所得者の更なる収入の減少は、所得格差を拡大した。失業者および低所得者の救済が誰の目にも緊急の解決課題であった。様々な議論を経て、1999年に最低生活を保障する国民基礎生活保障法が国会を通過し、2000年10月1日に施行された。本稿では、韓国の公的扶助制度の変更を主導したアイデアと言説に注目して国民基礎生活保障法へ至る軌跡を整理して述べる。

第1節では、韓国の公的扶助制度としてつくられた生活保護法（1961年12月30日公布、1962年7月23日施行）について1982年および1997年の改正点を整理し、1999年に国民基礎生活保障法にいたる変化を概観する。第2節では、公的扶助に関するアイデアが海外から導入されたり、学習されたり、強制されたりしながら内在化していく変化について述べる。第3節ではアイデアが言説として協調的言説からコミュニケーション言説へ発展し、法案立法に至ったことを述べる。

I 韓国の公的扶助制度の変化

1 生活保護法（1961年12月30日公布、1962年7月23日施行¹⁾）

韓国の公的扶助は、1961年の軍事クーデター直後に制定された1961年生活保護法から始まるというよいであろう。それ以前は、植民地時代に制定された朝鮮救護令（1944年3月1日公布・施行）が公的扶助を定める法律であった。1961年生活保護法のなかに「朝鮮救護令を廃する」という付則が盛り込まれ、これ以降1961年生活保護法が、2000年に国民基礎生活保障法が制定された結果として廃止されるまで、公的扶助の基本法であった。同法は1982年（1982年制定、1983年施行）に全文改正され、その後、金泳三政権時代の1997年再度改正（1997年8月22日公布、1998年7月1日施行）され、1999年にマイナーチェンジされた[金早雪 2005, 75, 81-83]。

1961年生活保護法は、朝鮮救護令を踏襲している。同法の対象者が、「扶養義務者がいない、又はいても扶養能力がない、以下の者（1）65歳以上の老衰者、（2）18歳未満の児童、（3）妊産婦、（4）疾病・心身障害により勤労能力がない者」を対象にしているが、これは朝鮮救護令が「（2）13歳以下の幼者」を対象としていたのを18歳に拡大したものである。この1961年法は、働けない人を対象としたものであった。（2）以外は朝鮮救護令と同じである。保護基準に関しては、朝鮮救護令が「朝鮮総督が定める」としていたのを「健康で文化的な最低生活が可能である水準」と改められた。しか

¹⁾ 施行年は、1965年説、1969年説がある。保健社会部は1962年としている。

し、「最低生活」は、具体的に定められなかったので、このことで大きな変化があるわけではなかった。

1982年の改正生活保護法（1982年制定、1983年施行）は、別に定められていた自活支援に関する法令を廃止し、生活保護法に自活保護給付を追加するという内容であった。この改正で自活を助成することが目的にも盛り込まれ、（1）自活に必要な金品の支給又は貸与、（2）技能習得援助、（3）就業斡旋などの支援を行うことが追加された。ここで就業斡旋が盛り込まれているが、金早雪[2005, 93]は、実際には十分行われていたわけではないと述べている。

2 1997年再改正生活保護法

（1997年8月22日公布、1998年7月1日施行、1999年2月8日一部改正）

1997年の改正は、1982年の改正が軍事政権下で行われた改正であったことに比べると、民主化²以降の改正なので、改正のために様々な力が作用して行われたことは事実である。1997年の改正は、1994年の生存権裁判が影響を与えたとされる。またこの裁判は、1995年に社会保障基本法（1995年12月）を制定するのにも影響を与えたとされる。社会保障基本法は、社会保障³（社会保険と公的扶助）を全額国庫負担としていた非現実的で死文化していた「社会保障に関する法律」（1963年）を廃止し、福祉費用の一部本人負担、民間資源活用や地域福祉など実態を追認する法改正であった。1996年には市民団体からの請願もあった。ここでは1997年改正に寄与した力関係と改正内容の関係に踏み込むことはしないで、1997年改正結果が1982年法とどのように異なるかについてのみ述べる。

1997年の改正は、受給対象者に「・・・もしくは扶養を受けられない者で」と追加され、1982年法の（1）から（4）に加えて（5）として「（1）から（4）の者と生計を共にする者で、これらの扶養、養育、看病等のため生活が困難な者」、（6）として「その他生活困難な者で自活のために本法による保護の一部が必要な者」が追加された。生活保護の内容には、最低生計費を保護基準とすることが明記され、最低生計費を決定することが新設された。最低生活費を保健福祉部長官が、国民の所得・支出水準と受給権者の生活実態、物価上昇率などを考慮して決めるとし、毎年12月1日までに発表するとされたことは大きな前進であった。金早雪[2005, 78]は、この時点で恩恵的な福祉から普遍主義へ転換がされているとしている。しかし、この時点でも、受給対象者は働けない人であった。

² 1987年「民主化宣言」以降を民主化という。

³ 第2条社会保障の定義において「社会保険による諸給与と無償で行う公的扶助をいう」と定めている。

1997年改正生活保護法は、1999年2月8日に一部改正されたがマイナーなものであった。同法は、金大中政権下で国民基礎生活保障法（1999年9月7日に制定・公布され2000年10月1日から施行）が制定されるまで、唯一の公的扶助であったが、働ける人で最低生計費以下の人を救済できなかった。

3 国民基礎生活保障法（1999年9月7日制定、2000年10月1日施行）

国民基礎生活保障法は、1999年9月7日に制定・公布され2000年10月1日から施行された。1997年改正生活保護との大きな違いは、これまでは「労働能力のない者」が対象であったのが、「一定期間、本法の保障が必要と認められた者」と労働能力のあるものにも範囲を拡大したことである。また、「労働能力のある受給者には自活に必要な事業への参加を条件付けることができる」と、これまでは自活支援計画はなかったが、労働能力のある者の世帯別に自活支援計画を作成し自活に必要なサービスを体系的に提供し自活を促進するとしている[株本千鶴 2001, 382-384]。選定方法は、申請主義である。

金大中政権は「人間として人間らしい生活をおくるための権利」[金大中 2002,26]として「生産的福祉」という理念を掲げ、新しい公的扶助として国民基礎生活保障法を定め、生活保障を受けることが国民の普遍的権利としたのである。

II アイデアの伝播—伝播、学習、強制

1 アメリカからの伝播と学習

韓国開発研究院（Korea Development Institute: 以下 KDI）（1971年創設）は、その名が示すように韓国の経済開発について研究する経済専門のシンクタンクである。1981年に韓国保健社会研究院（Korea Institute for Health and Social Affairs: 以下 KIHASA⁴）が設立されるまで福祉問題を扱うシンクタンクはまだなく、1973年に制定されて実施にいたらなかった国民福祉年金法も KDI が中心となって法案を作成したが、その過程でアメリカのニューディール派と接触している。国民福祉年金法作成の中心人物であった金満堤 KDI 院長は 1980 年代の「上からの」福祉政策で相当の影響力を持っていた[金早雪 2005, 120]。KDI は、1980 年に『第 5 次 5 カ年計画作成のための経済社会政策協議』で所得分配の不平等の研究に取り組んでいる。後に金大中政権で、社会福祉を専門に研

⁴ 1989年に名称を変更して KIHASA となる。それ以前は Korea Institute for Population and Health (KIPH)。

究するシンクタンクである KIHASA が国民基礎生活保障法制定に大きな役割を果たしたことと比べると、社会保護重視というより経済重視という違いが出るのがその専門分野から自ずと明らかである。

五石敬路[2001, 12]は、KDI の権純源が 1980 年代後半以降 UNDP や世界銀行ならびに IMF などの国際機関が『貧困削減』を重視するようになったことを受けて、保護的福祉から生産的福祉への転換をはかる新しい視角の導入を提唱し官民の関係者に強い影響を与えたとしている。ここでは、アイデアが、海外から影響を受けていることを指摘できる。また金早雪[2005] は、韓国の経済開発計画を主導してきた政府系研究所である KDI の徐相穆[1981]および朴宗淇[1981]が、「生産主義」に立脚した福祉モデルを主張していた源流であるとし、上述の権純源が彼らを「KDI の福祉アイデアリスト」とよんでいることを指摘している。徐相穆は、金泳三政権時代（1993～1997 年）の保健社会部の最後の長官その後組織が変わった保険福祉部の最初の長官（1993 年 12 月から 1995 年 5 月）を勤めている。

2 OECD 加盟からのアイデアの学習－生産的福祉－

金大中政権下で制定された国民基礎生活保障法を特徴付ける「生産的福祉」というキーワードは、実は金泳三政権で最初に使われた。

金泳三政権で組織された国民福祉企画団は、1996 年 2 月に「暮らしの質のための 21 世紀国民福祉改革のビジョン」を発表した。同ビジョンは将来の韓国の福祉モデルと先進福祉サービスの提供を制定するための目標を設定した。それは、第一に経済成長と社会福祉の均衡、第二に伝統的な韓国の習慣と先進国で確立された社会福祉システムの積極的要素の統合、最後に予防的および生産的福祉サービスの確立であった[The Editing committee of White Paper on Welfare Reform 1998, 19-20]。

ここで生産的福祉という言葉が初めて使われた。「これからの福祉は事後的福祉ではなく、予防的福祉である」と述べている。また「消費的福祉ではなく生産的福祉である」としている。「世界化時代に暮らしの質は社会構成員たちの知識、情報、技術水準により決定される。したがって社会的弱者を含むすべての人の知的水準を高める投資型福祉であるとしている」[朴世一 2010, 625-629]。ここから、OECD 加盟に向けた競争力強化の意図が読み取れる。

チェ・キョング[2000, 10] も、生産的福祉は、その概念は金泳三政府が先に使ったと述べている。チェ・キョングは、その思想の基礎は新自由主義であるとし、以下のように述べている。世界化政策の一環として 1995 年 3 月に出された福祉構想案⁵は、「暮ら

⁵注に金泳三政権で出された福祉関連資料には、『暮らしの質、世界化のための大統領の福

しの質世界化戦略」であった。「暮らしの質世界化戦略」は、(1) 最低水準保障の原則、(2) 生産的福祉の原則、(3) 共同体的福祉の原則、(4) 情報と効率化の原則、(5) 安全重視の原則を挙げている。特に(1) 最低水準の保障の原則では、脆弱階層の基本的な生活条件を国家が責任を持たなければならないとしながら、「勤労能力がある国民の福祉問題は原則的に自己責任原理に従わなければならない」ということを明示している。同時に社会保護制度と福祉サービス体系は受益者負担原則に従わなければならない、と記述している。特に(2) 生産的福祉の原則は「事後的福祉ではなく予防的福祉で、消費的福祉ではなく生産的福祉」であると明示し、「知的資産の水準を高める投資型福祉」を表明している。これに対して「国民の政府」を標榜する金大中政権は、「文民政権」を標榜する金泳三政権と異なり、生産的福祉の概念を以下のように理解している。すなわち、勤労能力がない貧民や勤労能力がある貧民を問わず、最低生活費保障を通じて人間らしい生活をできるように助け、社会的犯罪や逸脱に陥らないようにし、社会全体が生産的であることを志向するものである。

3 IMFの融資条件からのアイデアの強制

1997年は、5年に一度の大統領選挙の年であった。12月に行われた選挙では、野党の金大中が勝利した。この間経済は、上半期から財閥企業の倒産が続き、11月末には外貨準備が底をつき、12月の対外債務の支払いができないことが明らかとなった。金泳三政権は11月21日急遽IMFに緊急支援を要請した。12月3日に発表されたIMFからの支援総額は550億ドルとメキシコ危機の支援額を上回ったにもかかわらず、為替はなおも下落を続け、12月23日に支払い危機が発生した。翌年の2月25日に大統領に就任する予定の金大中は、当選直後にIMFの融資条件を遵守すると発表し、IMFとの合意を履行するために就任を待たずに財閥や労組と精力的に交渉を開始した[水野1998, 43]。労働関係に関するIMFとの合意には、労働市場の流動化、雇用者派遣制度の導入、雇用保険制度の拡充が盛り込まれていた。もっとも履行が困難とみられたのは労働市場の流動化を実現するための整理解雇制度の導入であった。

金大中は、大統領就任前に政権引継ぎのため政権移行委員会を組織し、自身が大統領に就任する前に金泳三政権下で整理解雇を含む関連法案を成立させた。整理解雇法案成立に関しては、1998年1月15日に労働者および使用者ならびに政府の三者で「労使政委員会」を組織し協議を開始した。同委員会は、2月6日整理解雇制度の早期導入で合意した。整理解雇を盛り込んだ労働関係法も、他の法律と同様に金大中が大統領に就任

祉構想』、1996年2月15日付け『暮らしの質、世界化のための文化福祉基本構想』、1996年5月27日付けの『韓国型社会福祉体系成立法案』があり新自由主義を基本にしていると述べている。

する前に前金泳三政権の責任下で同年 2 月 14 日に制定された。

1997 年の失業率は 2.6 パーセント弱であったが、1998 年 2 月には 8.7 パーセントに急増し、公式的な失業者数は 200 万人に上った。これにより低所得者ほど所得が低下し、所得分配が悪化したことが統計庁の調査で明らかになった。労働組合の組織率も 1989 年には 18.6 パーセントであったものが 1998 年には 10.2 パーセントと破壊的に低下した [문진영 2000, 26]。政府は 1998 年には短期的失業対策のために予算を積み増ししたが、社会保障制度の全般的な改革が急がれた。こうした経済社会変化を背景にして、国民基礎生活保障法が作成された。

4 金大中の生産的福祉のアイデア

金大中 [2002, 26] 自身は、福祉と労働権において「生産的福祉は、人権と基本権の実現から出発した『労働による福祉』を中心に完成する（中略）社会的・経済的活動から疎外された国民にも積極的に参加できる機会と能力を提供することによって、自己開発の完成を追求させなければならない」とする。その後段にも、雇用を通じた市場において一時的な公正配分がなされない場合、国家は数多い福祉人口を持続的に養うことは事実上不可能であるとし、弱者の労働参加を価値あるものとすることを強調し、再配分を待つだけの 20 世紀の福祉には限界があるとしている。

金早雪 [2009, 65] は、金泳三政権時代の改革は不徹底だったが、国民福祉企画団の構想が必ずしも不完全であったわけではなく、金大中政権の「生産的福祉」の骨格のほとんどがすでに盛り込まれていると述べている。金成垣 [2008, 178] は、金泳三政権と金大中政権の「生産的」は英語表記が異なっており、そこから両者の基本的な理念の違いを読み取ることができるとし、金大中政権は人権思想を背景にもつ *productive* であり、個人の自助や自活を支援するための政府の公的機能の強化を強調しているのに対し、金泳三政権国民福祉企画団のその英訳は *productivist*（生産主義）で福祉問題における政府の役割を縮小しつつ、企業と共同体の役割を強調しているとしている。両者のより大きな違いは、金大中政権がそれを実現したことであると述べている。

III 言説の変化

1 政策立案のための協調的言説 (coordinative discourse)

1993 年 2 月 25 日に新大統領として登場した金泳三は、過去の軍事政権と異なる「文民政権」を標榜し、「新韓国創造」と「国際化」というキャッチフレーズを用いて、軍

人の利権の排除および不正の摘発を行い、また社会・経済的な不公正の是正などに力をいれるとともに、7月に「新経済5カ年計画」を発表し、1996年までにOECDに加盟し先進国に脱皮すると発表した。民主化運動を主導してきた代表的政治家の一人である金泳三とそのブレーン達にとって、これまでの高度経済成長も軍部独裁政権による歪んだ不均衡発展であり民主的な経済成長ではなかったという認識から、民主的な経済社会発展軌道に乗せるためにもOECD加盟は必要であった。また、世界経済はWTO体制に移行するグローバリゼーションの時代になり、それに対応するためにも早急な国内の改革が必要であると認識されていた。しかし実際にOECDに加盟するためには、国内の規制緩和および自由化ならびに労働関係法の改定など課題が多かった[水野 1996, 59]⁶。金泳三大統領は、翌1994年11月17日に訪問先であるオーストラリアのシドニーにおいて、今後の政府の長期目標を「世界化」⁷に置くとして「世界化」長期構想を発表した。そして世界化推進のためのセンター機構として1995年1月21日に官民合同の「世界化推進委員会」を発足させた[朴世一 2010, 618]。「世界化推進委員会」は月1回世界化政策と改革の進捗事項を大統領に定例報告することになった。1995年5月には「世界化推進委員会」の下に「国民福祉企画団」が組織された。政府側（官）の議長に保健福祉部（日本の省に相当）長官（日本の大臣に当たる）キム・ヤンベ、民間側の議長にKDIの院長チャ・ドンセが就任し、政府側は官僚19人、民間側は大学教授、研究者、知識人、ジャーナリストなどからの代表者21人、計40名がメンバーになった。その両者を大統領府の政策企画処に設けられた社会福祉担当首席秘書官 朴世一が統括した。民間側が主にアイデアを出す役割を担い、そのアイデアを政府側が実行可能かどうか判断し、首席秘書官朴世一がまとめて大統領に提案し最終的に大統領が決定した。

ここで注目したいのは、アイデアを出す民間側にKDIの院長がトップとして就任した点である。また官民二つのグループを統括していた社会福祉担当首席秘書官朴世一もアメリカに留学後帰国してKDIに研究員として在籍し、その後ソウル大学で労働経済学を教えていた経済専門家であることである。

2 市民運動とコミュニケーション言説 (communicative discourse)

社会福祉問題に積極的に政策提案をしてきた市民団体のひとつ「参与連帯」（「参与

⁶ OECD加盟の審査を行うためにOECDは韓国に加盟の条件を提示したが、それによると公企業の民営化などを条件としていたため、韓国は政府主導の経済成長から転換し、自由経済体制に移行しなければならず、資本市場の急激な開放などが必要であった。これがその後の通貨危機につながった。

⁷ これまで用いた「国際化」ではなく「世界化」と改めた意味は、OECDへ加盟するための改革が、韓国のこれまでの社会経済システムを大幅に変えるものであることから、国際化の「人、もの、情報」の交流の幅がより広いという意味であるとしている[朴世一 2010, 622]。

民主社会市民連帯」の略⁸⁾は、1998年3月4日に「緊急提案：IMF時代の高失業社会の社会的対案」というテーマで政界、政府（労働部）、労働組合、研究者を招き公聴会を開催した。その後、5月には社会福祉を専門にする教授200名から社会安定網構築のための共同署名を集め発表した。6月には、参与連帯をはじめとした市民団体が社会保障政策協議のための組織を結成した。7月に19団体が「国民基礎生活保障法制定のための国民請願および制定促進大会」を開催し、ここで「国民基礎生活保障法」の立法請願をした。この法案作成にあたり KIHASA の金美坤の果たした役割は大きかった[문진영 2000, 28]⁹⁾。最終的に成立した法律は、ほぼその時の原型のままであった。その年の後半には、法案制定のための運動が引き続き行われ、その結果同法案は1998年12月28日に国会の保健福祉委員会の法案審査小委員会を通過した。しかし、この法案は予算の問題を解決できないまま常任委員会へ付議できず挫折した。この反省から参与連帯は、宗教団体、労働団体、民主団体、女性団体など韓国社会の主要市民社会団体を加え新たに「国民基礎生活保障法制定推進連帯会議」を結成し、全国運動を展開した。それでも政府（予算担当省である企画予算処と労働省）との対立を乗り越えることはできなかった。そこで運動の方針を大衆運動と大統領官邸および国務総理への説明、署名運動などに変更することとなったが、大衆運動では所期の成果が得られなかった。他方、大統領官邸の人脈を通じて説明を行ったことは、1999年6月21日、金大中大統領のウルサンにおける「国民生活保障基本法を制定する」という発言を引き出すのに貢献した。この発言により参与連帯は、22日に緊急実務委員会政策委員会を中心に法案作成を本格化し、また、政治家、保健福祉常任委、国会議員を集中的に説得した[문진영 2000, 32]¹⁰⁾。

3 立法のためのコミュニケーション言説 (communicative discourse)

1999年7月6日に、野党ハンナラ党は、参与連帯の政策委員会が準備してきた法案のほとんどすべてを採用して「国民基本生活保障法」として発議した。1999年8月12日に同法案は臨時国会を通過した。政府は、市民団体の協力を得て1999年9月に「国民基礎生活保障法」を制定した。さらにその施行の準備を滞りなく行うための実施主体として、1999年10月1日に各界の代表と専門家、関係省庁の官僚ら15人ほどの委員で構成される「国民基礎生活保護推進準備団」と実務を担当する「国民基礎生活保護推進支援班」を発足させた。そして推進団長（保健福祉部次官）を諮問するため4人の専

⁸⁾ 創立は1994年9月、役員ほとんどが大学教員、宗教人、弁護士などの知識人。金早雪[2002, 68-69]に詳しい。

⁹⁾ 注9において「当時実際の法案設計と具体的な内容を決定する過程で金美坤の役割が絶対的であった。また、法案を仲介した議員は（野党）ハンナラ党のキム・フンシン議員であった」としている。

¹⁰⁾ この間、KIHASAの金美坤研究委員は中心的な役割を果たした。

専門家からなる「諮問委員会」が設置された。金美坤によれば、この4人が内容を決定する鍵を握るメンバーで、ここで最大の論点になったのが、条件付給付か無条件給付かということであった。

国民基礎生活保障法制定のための委員会でも大きな役割を果たした KIHASA の金美坤は、4人の専門家からなる「諮問委員会」において国民基礎生活保障法の制定にあたり、最も大きな争点となったのは、先ず無条件にお金を支給するのか、条件をつけて支給するのかの違いであったと述べている。その違いは、労働経済学を専門にするか社会福祉学を専門にするかの違いからくる。最終的には社会福祉専門家の意見が通った。韓国では社会福祉を専門にしている人はヨーロッパ留学経験者が多いという。金成垣 [2008, 151] は予算を担当する企画予算処は、「先労働・後給付」をアメリカの例を参照したものであると主張した。労働部は基本的には、企画予算処と同じ立場であった。保健福祉部は参与連帯と立場を共有していたが、消極的であったと述べている。

結論

本稿では、韓国の公的扶助制度の変化について、アイデアの変化と言説の変化という視点からの整理を試みた。生産的福祉という言葉に代表される国民基礎生活保障法にいたる過程について、政権交代や経済状況によってアイデアが海外から伝播し学習や強制などの経緯をへて内在化し、言説によって制度が変化したとたことを述べた。

参考文献

〔日本語文献〕

株本千鶴 2001. 「アジア 大韓民国」 仲村優一・阿部志郎・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉年間 2001』旬報社.

金成垣 2008. 『後発福祉国家論—比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会.

金早雪 2002. 「韓国型『福祉国家』への政治社会学—社会保障基本法（1995年）を中心に」『学術論文集』財団法人 朝鮮奨学会（第24集）2002 49-74.

——— 2004. 「IMF体制と『韓国型福祉国家』」『海外社会保障研究』（146）46-53.

——— 2005. 「韓国・公的扶助の救護・保護から普遍的最低生活保障への転換—『福祉革命』の背景、実態および意義」宇佐見耕一編『新興工業国の社会福祉』研究双書 548 アジア経済研究所.

——— 2009. 「書評 金成垣著『後発福祉国家論—比較のなかの韓国と東アジア』」

- 『アジア経済』 50(8) (8月) 62-67.
- 金大中・金有培記録 2002. 田中基訳『生産的福祉への道』毎日新聞社.
- 五石敬路 2001. 「都市、貧困、住民組織—韓国経済発展の裏側」『大原社会問題研究所雑誌』 (506) .
- 水野順子 1996. 「1995年の韓国 政策を大転換した金泳三政権」『アジア動向年報』アジア経済研究所.
- 1998. 「1997年の韓国 大統領選挙と IMF 緊急支援要請」『アジア動向年報 1998』アジア経済研究所.

〔外国語文献〕

- 朴宗淇ほか 1981. 『社会保障制度改革のための研究報告書』 (原文韓国語) 韓国開発研究院.
- 徐相穆朴烜求ほか 1981. 『貧困の実態と零細民対策』 (原文韓国語) 韓国開発研究院.
- 朴世一 2010. 『大韓民国世界化論 創造的世界化論』 (韓国語) ソウル大学出版文化院.
- 문진영 (文振榮) 2000. 「국민 기초 생활 보장법의 제정 과정 (国民基礎生活保障法の制定過程)」 社団法人韓国福祉研究院『한국 사회 복지 연감 (韓国社会福祉年鑑)』裕豊出版社.
- 손건익 2000. 「국민 기초 생활 보장 제도 확립 (国民基礎生活保障制度確立)」『나라경제』 (144) (5月) 25-28.
- 최경구 2000. 「국민기초생활보장법 제정의 역사적 의의 (国民基礎生活保障法制定の歴史的意義)」 社団法人韓国福祉研究院『한국 사회 복지 연감 (韓国社会福祉年鑑)』裕豊出版社.

The Editing Committee of White Paper on Welfare Reform 1998. "Welfare Reform in Korea Toward the 21th Century: to Enhance the Quality of Life in the Globalization Era." Ministry of Health and Welfare.